

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年2月6日（平成29年（行情）諮問第45号）

答申日：平成29年6月19日（平成29年度（行情）答申第95号）

事件名：高齢者虐待に係る死亡事案に関する文書（入所施設における殺人事件に関するもの）の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「高齢者虐待に係る死亡事案に関する文書一式（入所施設における一殺人事件のもの）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、平成28年2月16日の大臣閣議後記者会見概要を特定し、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」という。）が、平成28年10月28日付け厚生労働省発老1028第2号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、本件対象文書を保有していないため不開示とした原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

2 理由

（1）原処分の妥当性について

本件開示請求は、「高齢者虐待に係る死亡事案に関する文書一式（入所施設における殺人事件のもの）」に関して行われたものである。

処分庁においては、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的として、毎年度、全国の市町村等を対象に、当年度

中に新たに相談・通報があった高齢者虐待に関する事例及び前年度に相談・通報があり、当年度において事実確認や対応を行った事例について調査を実施し、その結果を公表しているところである。

本件調査の調査事項を大別すると、

- ・ 養介護施設従事者等による高齢者虐待
- ・ 養護者による高齢者虐待
- ・ 高齢者虐待対応に関する体制整備の状況
- ・ 虐待等による死亡事例の状況

となり、このうち、本件開示請求に該当するものは「養介護施設従事者等（介護老人福祉施設等の養介護施設又は居宅サービス事業等の養介護事業の業務に従事する者）による高齢者虐待に伴う死亡事例」となる。

しかしながら、本件調査を開始した平成18年度から直近の平成26年度までの調査結果では、本件開示請求に該当する死亡事例は認められず（平成27年度調査については本件開示請求時点で調査票回収中である。）、本件対象文書について文書不存在により不開示とした原処分は妥当であると考ええる。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「（処分庁は）開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。」として原処分の取消しを求めているが、これに対する諮問庁の説明は上記（1）のとおりであるため、審査請求人の主張は失当である。

3 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 平成29年2月6日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年6月1日 | 審議 |
| ④ 同月15日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、「高齢者虐待に係る死亡事案に関する文書一式（入所施設における一殺人事件のもの）」の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書はこれを保有していないとして、法9条2項に基づき、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、開示請求に係る行政文書を作成又は取得しているとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当と

していることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、本件対象文書の保有の有無について、理由説明書（上記第3）の2の(1)において、以下のとおり説明する。

本件開示請求は、「高齢者虐待に係る死亡事案に関する文書一式（入所施設における殺人事件のもの）」に関して行われたものである。

処分庁においては、高齢者虐待防止法に基づき、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的として、毎年度、全国の市町村等を対象に、当年度中に新たに相談・通報があった高齢者虐待に関する事例及び前年度に相談・通報があり、当年度において事実確認や対応を行った事例について調査を実施し、その結果を公表しているところである。

本件調査の調査事項を大別すると、

- ・ 養介護施設従事者等による高齢者虐待
- ・ 養護者による高齢者虐待
- ・ 高齢者虐待対応に関する体制整備の状況
- ・ 虐待等による死亡事例の状況

となり、このうち、本件開示請求に該当するものは、「養介護施設従事者等（介護老人福祉施設等の養介護施設又は居宅サービス事業等の養介護事業の業務に従事する者）による高齢者虐待に伴う死亡事例」となる。

しかしながら、本件調査を開始した平成18年度から直近の平成26年度までの調査結果では、本件開示請求に該当する死亡事例は認められず（平成27年度調査については本件開示請求時点で調査票回収中である。）、本件対象文書について文書不存在により不開示とした原処分は妥当であると考えられる。

(2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

処分庁において、高齢者入所施設における殺人事件を把握できるものはない。すなわち、

ア 処分庁において、入所施設における高齢者虐待に係る死亡事案を把握し得るものは、高齢者虐待防止法に基づき、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的として、毎年度、全国の市町村等を対象に実施する「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」（以下「高齢者虐待対応状況調査」という。）のみである。

高齢者虐待対応状況調査では、市町村等に対し、要介護施設従事者等による高齢者虐待について、「被虐待者の死亡の有無」の記入を求めている。しかしながら、同調査結果においても、殺人であるか

などの死亡の原因は把握できるものではない。

高齢者虐待対応状況調査を開始したのは、高齢者虐待防止法の施行後の平成19年度（平成18年度の状況）からであり、「被虐待者の死亡の有無」については、平成25年度以降（平成24年度の状況）に追加した項目であるが、開示請求時点までに公表された平成26年度までの同調査結果では、死亡事例は認められなかった。

なお、調査結果は厚生労働省ホームページ等に公表している。

イ 高齢者の入所施設等に関する法令としては、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、高齢者虐待防止法及び介護保険法（平成9年法律第123号）がある。

老人福祉法においては、老人福祉施設の設置・検査等について定められており、同法18条において、必要と認める事項の都道府県知事の報告の徴収等が定められているが、同法34条の2に基づく緊急時における養護老人ホーム等の入居者の保護のための事務執行を除き、厚生労働大臣には同様の権限が定められていない。なお、行政文書ファイルを確認したところ、同条に基づく事務が執行されたことは確認できなかった。

また、高齢者虐待防止法においては、要介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等について定められており、同法21条において、要介護施設従事者等による高齢者虐待について、市町村への通報が定められており、加えて、市町村は、同法22条に基づき、通報に関する事項を都道府県知事に報告することとされているが、厚生労働大臣への通報、報告については定められていない。

一方、介護保険法においては、介護保険施設の設置、業務管理体制等について定められており、同法115条の33において、厚生労働大臣は、介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、当該介護サービス事業者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該介護サービス事業者若しくは当該介護サービス事業者の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対し質問させ、若しくは当該介護サービス事業者の当該指定に係る事業所若しくは当該指定若しくは許可に係る施設、事務所その他の居宅サービス等の提供に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができることとされており、同法115条の34により、厚生労働大臣は介護サービス事業者に対し、適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができることとされている。なお、これまでに、報道により情報を入手し、事業者に対し調査の上、勧告を行ったことはあるが、殺人事件に関するものではない。

(3) 上記(1)及び(2)の説明を踏まえ、以下検討する。

ア 当審査会において、高齢者虐待対応状況調査の調査票の提示を受け確認したところ、同調査において、「被虐待者の死亡の有無」の記入を求めていることが認められる。そこで、平成24年度から平成26年度までの状況について、同調査の結果を確認したところ、いずれも、被虐待者の死亡はなかった旨報告されていることが認められる。

念のため、開示請求後に回収し、取りまとめられた平成27年度の高齢者虐待対応状況調査の結果を確認したところ、死亡事案が1件あったことから、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件は事故による死亡事案であるとのことであった。

イ 当審査会において、老人福祉法、高齢者虐待防止法及び介護保険法を確認したところ、上記(2)の諮問庁の説明のとおりであり、高齢者入所施設における殺人事件について、厚生労働大臣に届け出るように定められているものは認められないことから、処分庁において高齢者入所施設における殺人事件を把握できる制度はないとする諮問庁の説明は首肯できる。

ウ ところで、当審査会事務局職員をして諮問庁のホームページを確認させたところ、平成28年2月16日の大臣閣議後記者会見概要において、高齢者入所施設における殺人事件について記載されていることが認められる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に当該事案について確認させたところ、報道により、当該殺人事件について情報を入手したとのことであり、市町村等からは当該事案に係る報告を受けていないとのことであった。

エ 以上のことから、厚生労働省において、本件対象文書に該当するものとして少なくとも、平成28年2月16日の大臣閣議後記者会見概要を保有しているものと認められるので、これを特定して改めて開示決定等をすべきである。

また、法令等の規定に基づく地方公共団体からの報告に係る文書に限らず、報道等により把握した事案に係る文書も本件対象文書に該当することから、同記者会見概要の外にも、調査の上、本件対象文書に該当するものが存在するのであれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において平成28年2月16日の大臣閣議後記者会見概要を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に本件対象文書に該当するものがあれば、これを特定し、改

めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子